

都市計画マスタープランの改定方針

1. 計画改定にあたって

本市では、平成 11 年（1999 年）10 月に都市計画マスタープランを策定し、平成 23 年（2011 年）3 月には計画の改定を行い、その後都市計画法の改正や少子高齢化の進展、地球環境問題への取組み、安全・安心な暮らし確保、市民協働によるまちづくりの広がりといった社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 29 年（2017 年）3 月には計画の中間見直しを行っています。

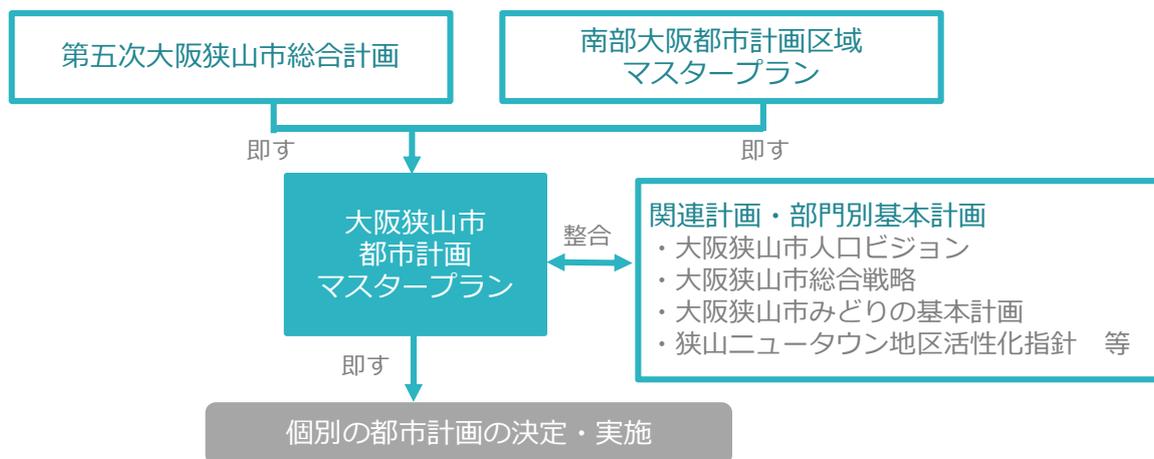
その後 3 年あまりが経過し、現在、大阪府の南部大阪都市計画区域マスタープラン及び本市の最上位計画である第五次大阪狭山市総合計画の策定が行われているところです。また社会情勢としては、近隣市町村の人口が減少している中、本市は微増傾向にあります。少子高齢化に加え、今後予想されている人口減少を見据えた都市づくりを進める必要があります。

さらには、情報技術の進展や、令和 2 年春頃から流行している新型コロナウイルスをはじめとした感染症の流行により、市民の生活様式等にも大きな変化が見られます。

このような状況を踏まえ、「都市計画マスタープラン」の改定により、これら変化への対応を図るとともに、第五次大阪狭山市総合計画に示される将来都市像の実現を図るため、必要な計画を立案するものです。

●計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画であり、市の総合計画や、大阪府が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である南部大阪都市計画区域マスタープランに即した計画として位置づけられ、市が決定する個別具体の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされています。また、本計画は、関連計画・部門別基本計画との整合を図ることとします。



●計画期間

本計画は、令和 4 年度（2022 年度）から、概ね 10 年間を計画期間とします。

2. 現行の都市計画マスタープランの見直しについて

現行の都市計画マスタープランについて、改定に向けた考え方を整理します。

表 現行計画の構成

はじめに	
第1章	都市の特性と問題点
第2章	都市づくりの目標と将来像
第3章	都市づくりの整備方針（部門別方針）
第4章	地域別構想
第5章	
第6章	
第7章	

●はじめに

■記載内容

都市計画マスタープラン策定の目的及び位置づけと、計画の役割について記載しています。現行計画において、本計画の役割は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり「都市基盤施設等に関する部門別計画」として、地域別の課題に応じた整備方針を定め、諸施設の計画を、総合的に推進するための計画であると記載しています。

■課題と見直しの考え方

① 本計画は「都市基盤施設等に関する部門別計画」という位置づけであるため、計画に基づく取組みについては、公共の福祉全般にあたる「まちづくり」とは区別し、「都市づくり」という表現を用いていますが、本文中の記載内容では明確に区別されていない点が見受けられます。

➡ 今回の改定に当たっては、総合計画（市の「まちづくり」に関する最上位計画）に即し、どのような都市空間を形成するのかという主旨の「都市づくり」に特化した計画としつつも、「都市づくり」と密接に関連性のある「まちづくり」の内容については、その関連性等を踏まえ、記載する必要があると考えています。

② 計画の役割について、「本計画を総合的に推進するための役割」と記載されていますが、具体的な内容については記載されていません。

➡ 「総合的に推進するための役割」としての具体的な内容を記載する必要があると考えています。

参考：都市計画マスタープランの役割（事務局案）

これからの都市づくりにおいては、行政による都市計画制度の運用や事業推進だけでは、多様化する都市課題への対応や、個別地域における課題への対応等には限界があることから、多様な主体と基本的な考え方を共有した上で、都市づくりを進めていくことが必要となります。

そのため、本計画は都市づくりを総合的に推進するための役割として、「都市づくりに関わる政策の根拠となる計画」という側面に加え、「都市の明確なビジョンを共有することができる計画」「市民や事業者による都市づくりのガイドラインとなる計画」といった役割を担うと考えています。

■都市づくりに関わる政策の根拠となる計画

多様化する都市課題に対応するためには、都市計画制度の運用や都市基盤整備を始め、各行政部門間の連携により、総合的な都市づくりを展開することが必要です。

本計画は、市全体における都市づくりの方針（全体構想）を示すと共に、部門別に方針を整理し、それを示すことで、都市づくりに関わる行政施策を実施していく際の根拠としての役割を担います。

■都市の明確なビジョンを共有することができる計画

これからは、多様な主体が、時代に応じた様々なアプローチにより、都市づくりに参加することが必要となります。

各主体の取組みの結果として、整合のとれた都市づくりを行うためには、将来におけるビジョンを共有し、それぞれが同じ目標をめざすことが求められます。

そのため、本計画は、明確な将来ビジョンを打ち出すことで、関係する各主体間で整合のとれた取組みを進めるためのプラットフォームとしての役割を担います。

■市民や事業者による都市づくりのガイドラインとなる計画

将来におけるビジョンを掲げるだけでなく、それらを実現していくためには、事業者等の経済活動を都市づくりに活かすとともに、市民による様々な活動を育むことが必要です。

そのため、本計画は、各主体の役割を明確化するとともに、活動を都市や地域の課題解決等に活かしていくための考え方や方法を示すことで、市民や事業者の取組みのガイドラインとしての役割を担います。

●第1章 都市の特性と問題点

■記載内容

本章においては、本市の基本的な情報や統計データ等から、本市の特性、土地利用の状況等を整理し、部門ごとの問題点を抽出しています。

■課題と見直しの考え方

① 記載している情報は、本市の内部的な情報のみには焦点が当てられており、広域的な地域における本市の位置づけ等については、十分に示されていません。

➔ 都市は、行政界で区切られているのではなく、他市を含め面的に広がっていることや、市民（又は市外在住者）の生活は市内のみで完結するものではないため、市民の生活行動調査、他市における統計的なデータとの比較等により、近隣市町村を含めた広域的な地域の中で、本市がどのような位置づけにあるのか、本市の都市構造がどのようになっているのかを把握する必要がありますと考えています。

●第2章 都市づくりの目標と将来像

■記載内容

本章では、これからの「都市づくり」における「都市づくりの理念」と、理念を踏まえたためすべき都市の姿を「都市づくりの基本目標」として定め、市全体の将来都市構造を示しています。

■現行の課題と見直しの方針

① 「都市づくりの理念」については「まちづくり」としての理念であり、類似の理念については上位計画である総合計画にも記載しています。「都市づくりの基本目標」については、「都市づくり」としての記載ではありますが、特記するようなものではなく、都市づくりにおける公共の福祉全般を示すような基本目標となっています。

また、「都市づくりの理念」と「基本目標」の関係性が明確に示されていません。

➔ 現況調査等により整理した社会潮流の変化や都市の課題等を根拠とし、今後の都市づくりにおいて、特に重要であると思われる主要テーマを抽出し、そのテーマに応じた将来都市ビジョン（目標）の設定を考えています。

また、将来都市ビジョン（目標）を実現することで、市民の生活がどのように変化し、都市構造がどのように変化するのかについても、具体的にイメージできるよう示す必要があると考えています。

また、都市ビジョン（目標）を設定するだけでなく、都市ビジョン（目標）をどのように実現するのか（戦略）、何に重点的に取り組むのか（重点方針）についても記載する必要があると考えています。

② 第1章で把握した都市の特性や問題点等と、第2章で位置づけている「都市づくりの理念」及び「基本目標」との関係性が明確に示されていません。

➔ 把握した都市の特性や問題点を根拠に、今後の都市づくりにおいて重要と思われる「テーマ」等を抽出する必要があると考えています。

- ③ 将来都市構造において、「都市拠点」と「都市軸」が示されていますが、「面」としての記載がありません。

また、部門別方針での各種方針図との表現が大きく異なることから、将来都市構造との関係性が不明瞭になっています。

- ➔ 将来都市構造においては、拠点と軸の設定だけでなく、面的な視点が必要であると考えています。また、広域的な地域の中での本市の都市構造等を踏まえたうえで、将来の都市構造について検討する必要があると考えています。
- また、部門別方針での具体的な方針図との整合性を図る必要があると考えています。

●第3章 都市づくりの整備方針（部門別方針）

■記載内容

本章では、第2章の将来都市構造を踏まえ、都市づくりにおける部門別の方針を定めています。

■課題と見直しの考え方

部門の分類については、計画の内容や関連性がわかりやすく、計画の進捗管理等を踏まえた分類とすべきですが、現行計画においては、行政施策分野とは異なる分類がなされていることや、部門間で重複する内容が見受けられます。

(ex. 3-1土地利用の方針と3-2市街地整備の方針両方で、土地利用・市街地整備等に関する記述がある。/3-3都市施設等の整備の方針の中に、道路・公共交通・公園・上下水等他部門に関する記載がある。/3-3都市施設等の整備の方針と3-4自然環境保全の方針及び都市環境形成の方針の両者に公園に関する方針が示されている。など)

- ➔ 本計画の役割等を十分踏まえ、部門の分類方法や部門ごとの記載内容を見直し、部門間の整合を図る必要があります。行政施策の根拠となる役割を担っていることから、都市づくりにおける行政施策分野を基本に分類方法を検討し、その分野における方針の記載を考えています。また、関連計画との関係性等も十分に踏まえ、部門別方針の具体的な内容について検討する必要があります。

表 参考：現行計画の部門別方針の構成

土地利用の方針	(1) 分類した土地利用の概要 (2) 土地利用に特性を与える各エリアの概要
市街地整備の方針	(1) 市街化区域 (2) 市街化調整区域
都市施設等の整備の方針	(1) 道路・交通施設の整備の方針 (2) 公園等の整備の方針 (3) 上下水道及び河川の整備の方針 ^{※1}
自然環境保全の方針及び都市環境形成の方針	(1) 自然環境保全の方針 (2) 都市環境形成の方針 (3) 水と緑のネットワークの整備の方針
都市防災・防犯の方針	(1) 震災及び火災対策 (2) 治水対策 (3) 土砂災害対策 (4) 防犯対策
景観形成の方針	(1) ゾーン景観 (2) 軸景観 (3) 点景観
福祉関連整備の方針	(1) 福祉関連拠点 (2) 生活空間

●第4章～第7章 地域別構想

■記載内容

本章では第1章～第3章で示した全体構想を踏まえ、市民にとって身近な生活圏ごとに、より具体的な都市づくりの方針を記載しています。

■課題と見直しの考え方

市域を中学校区に3分割し、それぞれの都市づくりの方針を記載していますが、一つの地域においても、ニュータウン地区、田畑の広がる農村地域、沿道サービス集積地域等、多様な特性をもつ地域が混在しており、めざすべき方向性は一様ではありません。

また、都市計画マスタープランにおける都市空間づくりの取組みについては「第3章 都市づくりの整備方針（部門別方針）」の具体的な内容を地域別に分割し示しています。

- ➔ 市民が主体となる地域におけるまちづくりについては、これまでと同様に3つの中学校区を基本とした展開を図りますが、都市計画マスタープランにおける都市空間づくりの取組みについては、「第3章 都市づくりの整備方針（部門別方針）」において記載内容の詳細化を図ることで、市街地形成の履歴や現状の土地利用等の市街地特性に応じた方針の整理を検討します。

●その他

■課題と見直しの考え方

本計画において、計画の進捗評価の方法や評価基準が明確には示されていません。

- ➔ 計画の進捗評価について、その方法や評価基準としての指標等についても検討する必要があると考えています。

以上、現行計画の見直し内容を踏まえ、新たな都市計画マスタープランの策定に向け検討を進めます。